

2 施工状況

II 工程管理

総括監督員

●評価対象項目

- 1 行政機関以外の第三者と工程調整が必要となった場合に、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
- 2 行政機関と工程調整が必要となった場合に、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
- 3 地域住民への配慮を行った。(低騒音・低振動の機械の使用、休日・夜間作業の回避または短縮)
- 4 工程管理に不備がなかった。
- 5 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、遅延なく工事を完成させた。
- 6 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、遅延なく工事を完成させた。

2 施工状況

III 安全対策

総括監督員

●評価対象項目

- 1 建設労働災害及び公衆災害の防止に取り組んだ。
- 2 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
- 3 安全衛生を確保するために、他の模範となるような活動に取り組んだ。
- 4 KY活動を実施し、安全対策に取り組んだ。
- 5 安全協議会での活動に取り組んだ。
- 6 工事用車両の通行に起因する交通事故を防止するための対策を行った。(臨時のカーブミラーの設置、すれ違い場所の拡幅や整地、通学路の路肩の草払い等)

4 工事特性

I 施工条件等への対応

総括監督員

● I 構造物の特殊性への対応

- 1 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事
- 2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事
- 3 その他

※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。

(1. について)

切土の土工量:20万 m^3 以上、盛土の土工量:15万 m^3 以上、護岸・築堤の平均高さ:10m以上、トンネル(シールド)の直径:8m以上、

ダム用水門の設計水深:25m以上、樋門又は樋管の内空断面積:15 m^2 以上、揚排水機場の吐出管径:2,000mm以上、

堰又は水門の最大径間長:25m以上、堰又は水門の径間数:3径間以上、堰又は水門の扉体面積:50 m^2 /門以上、

トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積:100 m^2 以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300 m^2 以上、

海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上、地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量:100万 m^3 以上、

砂防ダムの堤高:15m以上、ダムの堤高:150m以上、流路工の計画高水流量:500 m^3 以上、

転流トンネルの流下能力:400 m^3/s 以上、橋梁下部工の高さ:30m以上、橋梁上部工の最大支間長:100m以上

(2. について)

・設計図書と現地地形の相違により、受注者が行った測量結果に基づいて大幅な設計変更(変更額が当初契約額の1割を超える)をした工事。

・次のいずれかの工事。①軌道内の工事と連携して施工する工事。②出水期(6～9月)に河川堤外地又は溪流で施工する工事。

・供用中の道路トンネル工事。(維持工事も含む)

・ケーソンの回航距離が25海里以上の工事。

(3. について)

・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。

・その他、技術固有の難しさへの対応が特に必要な工事。

・地山強度が低い又は土被りが薄いため、地山の変位を毎日計測しながら施工した工事。

● II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応

- 4 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事

- 5 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事
- 6 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事
- 7 現道上での交通規制に大きく影響する工事
- 8 緊急時に対応が特に必要な工事
- 9 施工箇所が点在している。
- 10 特殊な海上工事、圧気ケーソンその他の危険を伴う工事
- 11 その他

※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。

(4. について)

- ・供用中の軌道又は道路の直上又は直下で作業する工事。
- ・工事現場に隣接する建物が変動するおそれ又は地下埋設物に悪影響が及ぶおそれがあり、これを回避する対策を行う必要がある工事。
- ・工事発注後の監視の結果に基づき、大幅な工法の変更(変更額が当初契約額の1割を超える)を行った工事。

(5. について)

- ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設又は撤去について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。
- ・工事発注後に、環境対策や第三者の同意・協力を必要とし、それが工程上調整が必要となった工事。
- ・工事発注後に、夜間作業を指示された工事又は1日の作業可能時間が標準より短縮された工事。

(6. について)

- ・トンネル工事を除く夜間工事。
- ・DID地区での工事。

(7. について)

- ・日交通量が概ね5,000台以上の道路又は自動車専用道路において、交通誘導を行いながら施工する工事。
- ・交差点等の路上工事で、交通規制が必要な工事。
- ・夜間工事の翌朝に交通開放を行う施工期間が1ヶ月以上ある工事。

(8. について)

- ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。

(9. について)

- ・施工場所が2箇所以上ある工事。

(10. について)

- ・定期旅客船の航路に接して海上工事を行う工事。
- ・ゲージ圧が0.1MPa以上の高圧室内作業を伴う工事。
- ・次のいずれかの工事。①酸素欠乏危険場所での作業を行う必要がある工事。②有毒ガス、可燃性ガス、じん肺の対策が必要な工事。③掘削の高さ又は深さが10m以上である場所に作業員を立ち入らせる必要がある工事。

(11. について)

- ・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。
- ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。

●Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応

- 12 特殊な地盤・地理的な条件への対応が必要な工事
- 13 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事
- 14 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事
- 15 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事
- 16 厳しい海象条件の下で行う工事
- 17 その他

※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。

(12. について)

- ・工事発注後に地下水位が高いことが判明したことから、広範囲にわたる地下水位の低減対策を必要とした工事。
- ・支持地盤の形状が複雑なため、地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。

・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台風などを的確に把握する必要が生じた工事。

(13. について)

・降雨、風雪等の自然条件の影響を受けて稼働率が安定しない工事。又は、高温により作業員の稼働率が低下する工事。

・冬季波浪(11月～2月)の影響を受けて作業船の稼働率が安定しない工事。

(14. について)

・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。

・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。

・土石流の発生が予想される渓流内で施工する工事。

(15. について)

・自然公園法の特別地域内で行う工事、又は条例等によって工作物の新築・改築若しくは土地や海底の形状の変更について、規制を受ける地域で行う工事。

(16. について)

・潮流が早い又は潮位差が大きい海域のために、作業船の位置保持が困難である工事。

(17. について)

・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。

・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。

●IV 長期工事における安全確保への対応

18 12ヶ月を超える工期で、労働災害及び公衆災害がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く)※但し、文書注意に至らない事故は除く。

19 その他

※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。

※1. 工事特性は、最大10点の加点評価とする。

※2. 監督員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、監督員等の意見も参考に評価する。

6 社会性等

I 地域への貢献等

総括監督員

●評価対象項目

- 1 工事現場周辺の共有用地や共有施設(学校、バス停を含む)の整備や修繕等を行った。
- 2 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。
- 3 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
- 4 工事現場周辺で、除草又は清掃等の美化作業を行った。
- 5 工事現場周辺の地域の行事に参加若しくは協賛し、又は準備の支援をした。
- 6 工事現場周辺の地域がかかえる課題に対して協力活動を行った。 災害救援活動(降灰、積雪を含む)、環境保全活動(生態系保全のための外来動植物の駆除を含む)、集落支援活動その他。

【措置内容】

- 1 指名停止3ヶ月以上。
 - 2 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満。
 - 3 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満。
 - 4 指名停止2週間以上1ヶ月未満。
 - 5 文書注意。
 - 6 口頭注意。
 - 7 工事関係者事故又は公衆損害事故が発生したが、口頭注意以上の処分が行われなかった場合。
 - 8 その他。
 - 9 項目該当なし。
- ※ ①本考査項目(7. 法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
- ②「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
- ③「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
- ④総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

- 1 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
- 2 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
- 3 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
- 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 5 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
- 6 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- 7 入国管理法に違反する事実が判明し、送検された。
- 8 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
- 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に規定されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14 安全管理が不適切であったことから、工事関係者事故又は公衆損害事故を起こした。